

福山市採用活動デジタル化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展に伴い、人材確保においても自社ホームページ等による採用情報のPRやWebインターンシップの実施等の採用活動のデジタル化が重要視される中、自社採用Webページの作成とSEO対策、Webインターンシップコンテンツ開発に要する経費の一部を市が予算の範囲内で助成することにより、将来的な地域産業の発展を担う人材の確保及び定着を促進し、本市の産業活性化に寄与することを目的に必要な事項を定めるものとする。これに定めのない場合は、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する中小企業者であって、市内に本社又は本店を置くものをいう。
- (2) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であって、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (3) 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人をいう（市内に主たる事務所を置くものに限る）。
- (4) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療法人であって、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (5) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人であって、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (6) 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に規定する協同組合等であって、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (7) 本社、本店、主たる事務所 単に登記上のものに限らず、実質的にその機能を有するものや、特定の事業分野における経営や人事等の意思決定権を有するものなど、本社、本店又は主たる事務所と同等と認められる機能を有する拠点を含む。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、自社採用Webページの新設、改修及びWebインターンシップコンテンツの開発とする。ただし、他に国・県等の公的補助を受けている事業は補助の対象としない。

- 2 前項に規定する事業は、就活生等の企業への興味が喚起され、企業理解に資するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象とする者（以下「補助事業者」という。）は、2024年度（令和6年度）、2025年度（令和7年度）又は2026年度（令和8年度）での採用を予定する中小企業者、中小企業者と同程度の従業員規模の特定非営利活動法人、公益法人等、医療法人、社会福祉法人及び協同組合等のいずれかに該当するもののうち、福山市の「グリーンな企業チャレンジ宣言」を申請しているもの及び福山市に納付すべき市税の滞納が無く、市税の納付状況を調査されることに同意するものとする。ただし、次に掲げる(1)又は(2)に該当する場合を除く。

(1) 同一の大企業（中小企業者以外の企業をいう。以下同じ。）又はその支配下にある企業が発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有している場合や、大企業の役員又は職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占めている場合など、補助事業者が実質的に大企業によって支配されると市長が認める場合。

(2) 国又は地方公共団体が補助事業者に出資している場合若しくは経営に関与している場合。

2 前項に規定するもののほか、補助事業者について業種等やその他の条件を付する必要がある場合は、市長が別に定める。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事業費とする。ただし、運用保守に関するものやハードに関するもの、補助事業者自体の広報に関するものは除く。

(1) 自社ホームページ内の採用情報ページの新設、改修に係る経費

(2) 自社ホームページ内の採用情報ページに関連するSEO対策費

(3) Webインターンシップコンテンツの開発費

(4) (1)に連動する形での採用管理システムの導入及び設定等費用（サブスクリプションでの使用に係る経費を除く）

(5) (1)～(4)に係る外部コンサルティング費用

(6) その他市長が認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額以内とし、千円未満は切り捨てるものとする。この場合において、補助率は2分の1、補助金の限度額は50万円とする。

(募集)

第7条 募集は公募により行うものとする。

(補助金の交付の申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を、公募において指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼事業計画書 (様式第1号)
- (2) 誓約書兼同意書 (様式第2号)
- (3) 収支予算書 (様式第3号)
- (4) 事業見積書 (様式問わず。補助対象経費の詳細がわかるもの)
- (5) 企業・団体概要資料 (パンフレットなど補助事業者の活動内容がわかるものとする)
- (6) 支払相手方登録依頼書 (福山市に提出済みの場合は不要)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その申請事業の適否について福山市採用活動デジタル化支援事業補助金に係る審査会 (以下「審査会」という。) の意見を聴くものとする。

- 2 審査会は、前条の申請書に係る事業計画について、効率的かつ効果的な採用活動に資するかどうかを審査し、市長に意見を提出するものとする。
- 3 前項の審査のための基準は、市長が別に定める。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条第2項の規定による意見を勘案し、当該事業の内容が適当と認められるものについて、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、「交付決定通知書 (様式第4号)」を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う際に、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

(事業計画の変更)

第11条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けた者 (以下「補助決定事業者」という。) は、申請書等 (必要書類を含む。) に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ「事業計画変更・取下承認申請書 (様式第5号)」に「変更収支予算書 (様式第6号)」を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の額及び事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費の20パーセント以内で増減する場合は、この限りではない。

- 2 前項の承認を受けて、補助対象経費の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。

(実績報告)

第12条 補助決定事業者は、次に定める書類を、補助事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) 経費明細書(様式問わず。補助対象経費の詳細がわかるもの)
- (4) 事業状況報告書(様式第9号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定と交付)

第13条 市長は、前条の「事業実績報告書(様式第7号)」を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「交付額確定通知書(様式第10号)」により、補助決定事業者に通知するものとする。

- 2 補助決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第14条 市長は、補助決定事業者に対し、随時事業の遂行状況を求めることができるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024年(令和6年)6月12日から実施し、同年4月1日以後に行う第3条に規定する事業について適用する。